

空とみどりが人をつないでいくまち

中標津

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

基本構想



第7期中標津町総合計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

空とみどりが人をつないでいくまち

中標津

～ 住みたいまち 住み続けたいまち ～

基本構想

第7期中標津町総合計画

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

町民の皆様へ

自然と暮らしが調和し、中標津らしさの創造、連携と協働によるまちづくりを基本理念として策定しました前総合発展計画は、未来に夢と希望が持てるよう、地域資源を活用しながら周辺市町村との連携を図りつつ、人と産業が「あつまるまち」、人や産業・自然が「つながるまち」、人と人の絆・交流が「ひろがるまち」の実現に向け、また、誰もが住みたくなる、訪れたくなるまち「中標津」を目指し、積極的な施策展開に取り組んできました。

しかしながら、近年の社会情勢においては、政治・経済・環境・生活など、様々な分野で大きな変化がみられており、特に国全体において急速に進む少子高齢化や人口減少、地球温暖化による気候変動、過去に整備した社会インフラの老朽化、また一方でデジタル技術等の革新が進む情報化社会への対応など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズも多様化・複雑化が進んでいます。

このような情勢を踏まえ、平成24年4月に施行した「中標津町自治基本条例」に基づき、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、時代の変化に対応しながら、自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」を踏まえた、町民と行政の協力によるまちづくりを進めることを目指し、このたび、「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津」をまちの将来像と掲げ、新たなまちづくりの指針として「第7期中標津町総合計画」を策定しました。



この計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延による影響を大きく受け、当初予定していた策定スケジュールより大幅に遅れましたが、策定にあたり、総合発展計画審議会やまちづくり町民会議の委員、町議会議員など、町民各界・各層の方々との「対話」を重視し作業を進めたところであり、多くのご提言・ご意見をいただくなど、町民の皆様とともに作り上げました。長期間に渡り策定に携わっていただいた多くの皆様に対し、心から感謝申し上げます。

本計画では、町民と行政の「協働」の計画として、まちの将来像実現に向け、国際的な目標との関連や行政経営を進めるための指針、広域行政に対する連携の基礎となるよう、5つの基本目標とそれに基づく32の主要施策を設定し、さらにその全てに共通する4つの横断的な目標「つながる」を設定、この2つの軸の目標を掛け合わせ、まちづくりを推進していくことを行政全体の共通目標とし、さらに「みんなの行動目標」として、町民・団体・企業の皆様と取り組む目標についてもお示ししています。

本町にとって初となる人口減少を見据えての計画策定となり、人口の減少に加え財政の硬直化はさらに進むものと想像されるなど、将来に向け踏ん張りどころにきていますが、中標津が中標津らしく存続するために、本計画に基づき町民の皆様と一緒に考え、それぞれの世代が力を合わせ乗り越えられるよう努め、本計画のゴールである10年後には、本計画に基づく取り組みの推進により、町は衰退せずに栄えたと言われるよう、全ての町民・団体・企業の皆様と共に邁進し、「住みやすさNo.1のまち」を目指してまいりますので、皆様の積極的な参画と協働をお願い申し上げます。

令和3年9月

中標津町長 西 村 穰

位置・地勢・気候

中標津町は、北海道の東部、根室管内の中部に位置し、町域は東西約 42km、南北約 27kmに及びます。

面積は、684.87km²。北部は千島火山帯につながる丘陵地で、南側に向かって緩やかに傾斜し、平坦な根釧原野が広がっています。内陸性の気候で、夏の平均気温は 20℃前後、冬の平均気温はマイナス 10℃前後。積雪は、道内でも少ない方です。



東経 144 度 58 分 17 秒

北緯 43 度 33 分 19 秒

町章

昭和 25 年 1 月 1 日の町制施行を記念して、一般から公募した中から選び、制定されました。

中標津の「中」の字を中心にした 3 つの扇模様は、それぞれ片仮名で「シ」「ベ」「ツ」を図案化したものです。

円は、町民の和衷協同を表すとともに、根室管内の中心地であることも意味しています。



町の木・町の花

【町の木】 シラカバ

北海道及び中部以北の本州に分布するカバノキ科の落葉広葉樹。正式にはシラカンバという。

光沢のある白い樹皮と緑の若葉のコントラスト、そして秋の黄葉が美しく、庭木として使われることも多い。

平成 13 年 4 月 1 日告示第 31 号



【町の花】 エゾリンドウ

北海道及び中部以北の本州に分布するリンドウ科リンドウ属の草本(多年草)。山地または北方の湿地に生え、9～10月に青紫色の美しい花をつける。花は頂端だけではなく葉の付け根からも複数箇所つけるためとても華やか。

昭和 52 年 3 月 24 日告示第 6 号

町民憲章

(昭和 40 年 7 月 1 日制定)

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく中標津の町民です。
はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけて、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

1 からだをきたえ

しあわせな家庭にしましょう

- 1 体位を増進しよう。
- 2 健全な子供を育てよう。
- 3 老人をうやまおう。
- 4 家族は協力しよう。
- 5 レクリエーションやスポーツをしよう。

1 誇りをもって働き

豊かなまちにしましょう

- 1 明るい職場にしよう。
- 2 職場の安全につとめよう。
- 3 資源をいかそう。
- 4 生産をたかめよう。

1 きまりを守り

明るいまちにしましょう

- 1 時間を守ろう。
- 2 交通道德を守ろう。
- 3 防災、防犯につとめよう。
- 4 公共物を大切にしよう。
- 5 お互いにたすけあおう。
- 6 礼儀や、親切を重んじよう。

1 自然を愛し

美しいまちにしましょう

- 1 木や花を育てよう。
- 2 動物を可愛いがろう。
- 3 道路を大切にしよう。
- 4 環境の美化につとめよう。

1 教養を高め

よりよい文化を育てましょう

- 1 衣食住を工夫しよう。
- 2 文化活動を推進しよう。
- 3 ゆきとどいた教育をすすめよう。
- 4 文化財を大切にしよう。

中標津町歌

佐藤 玲香女 作詞

飯田 三郎 作曲

moderato



一 気高き武佐嶺の 朝緑

平和の光 さしそいて

自治の鐘の音 高らかに

明けゆく郷土 中標津

二 沃野は続く 山の幸

四万町の 豊けさよ

拓く真心の 逞ましく

伸びゆく郷土 中標津

三 豊穰告ぐる 駒の影

仰げば澄みし 大空に

文化の光り みなぎりて

輝く郷土 中標津

四 ああ此の殖産に 此の理想

映して清き 標津川

築く使命の 意気高く

栄ゆる郷土 中標津

【目 次】

第Ⅰ編 序 論

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨	2
2 総合計画の役割	3
3 総合計画の構成と計画期間	4

第2章 新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性	8
2 まちを取り巻く社会・経済動向	10
3 町民の意向	12

第Ⅱ編 基本構想

第1章 基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念	20
2 まちの将来像	21
3 将来指標	22
4 土地利用の基本方針	23

第2章 施策の大綱

1 まちづくりの目標	26
2 施策の方向性	30

序 論 第1章

計画策定にあたり

- 1 計画策定の趣旨
- 2 総合計画の役割
- 3 総合計画の構成と計画期間

第1章 計画策定にあたり

1 計画策定の趣旨

本町では、平成24年1月1日に制定し、同年4月1日から施行した「中標津町自治基本条例^{※1}」において、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、基本計画等を定めることとしています。

この条例に基づき、昨今の社会状況や本町の抱える課題、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉え、新たな時代に対応しながら、自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」を踏まえた、町民と行政の協力によるまちづくりを進めるため、新たなまちづくりの指針として『第7期中標津町総合計画』を策定しました。

〔中標津町自治基本条例より（抜粋）〕

（総合計画）

第28条 町長は、行政運営を総合的かつ計画的に運営するため、基本計画等を定めます。

2 行政は、基本計画等以外の計画の策定と実施に当たっては、基本計画等との整合性を図ります。

3 行政は、基本計画等その他の計画の策定に当たっては、多くの町民の意見を反映させるため、町民参加を積極的に進めます。

4 行政は、基本計画等その他の計画の実施に当たっては、進行状況を適切に把握し、毎年当該計画の内容について見直しをするとともに、町民に分かりやすく公表します。

これまでの総合計画

◆第1期中標津町総合開発計画

総合開発（前期）5ヵ年計画（昭和38年～昭和42年）

総合開発（後期）5ヵ年計画（昭和43年～昭和47年）

『産業基盤の整備と教育施設の充実』

◆第2期中標津町総合開発計画（昭和48年度～昭和55年度）

『生産と生活の調和する魅力ある郷土と根室内陸における中核都市の建設をめざして』

◆第3期中標津町総合発展計画（昭和56年度～平成2年度）

『豊かな自然と風土の文化に根ざした活力あふれる根室内陸の中核都市』

◆第4期中標津町総合発展計画（平成3年度～平成12年度）

『空とみどりの交流都市 中標津』

◆第5期中標津町総合発展計画（平成13年度～平成22年度）

『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ ～人と自然と街の共生～』

◆第6期中標津町総合発展計画（平成23年度～令和2年度）

『空とみどりの交流拠点・中標津 ～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～』

※1 中標津町自治基本条例

町民が主体の自治の実現を図ることを目的に、平成24年1月1日に制定した条例。

2 総合計画の役割

総合計画は、まちづくりの総合的な計画として最も上位に位置づけられるものであり、以下の役割を持ちます。

(1) 町民と行政の「協働」の計画

中標津町自治基本条例では「協働の推進」について定めており、町民だけでは解決のできない公共的な課題に対し、町民が議会及び行政と協力してその課題の解決にあたることを定めています。

そのため、第7期中標津町総合計画は、町民と行政の「協働」の指針となる内容を定め、協働のまちづくりを進める役割を持ちます。

〔中標津町自治基本条例より（抜粋）〕

（協働の推進）

第12条 議会及び行政は、町民と協働して地域社会における課題解決を図るために必要な措置を講じ、町民の自主的及び自立的な活動を尊重しなければなりません。

(2) 中標津町の行政経営を進めるための指針

第7期中標津町総合計画は、行政経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となります。

(3) 広域行政に対する連携の基礎

第7期中標津町総合計画は、国や道、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示すとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となります。

SDGs との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国も積極的に取り組んでいます。

第7期中標津町総合計画は、このSDGsの理念を目指して推進するものとしています。

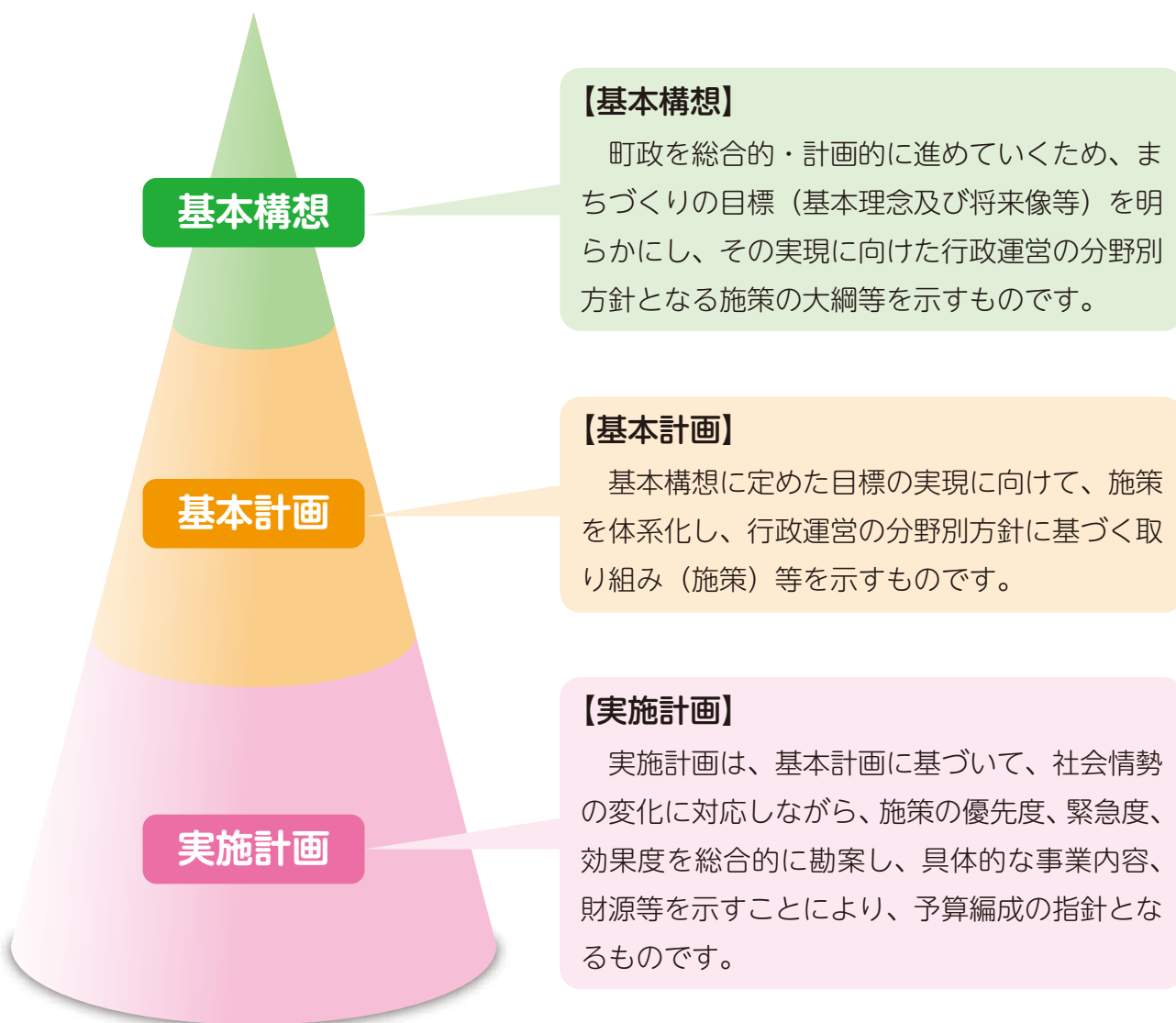


第1章 計画策定にあたり

3 総合計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成

第7期中標津町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成されます。



(2) 計画の期間

基本構想の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

基本計画は前期と後期の2期間に分け、前期基本計画は令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間、後期基本計画は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の5年間とします。

実施計画の期間は3か年とし、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
基本構想	10 か年									
基本計画	前期 5 か年					後期 5 か年				
実施計画	3 か年					毎年度改訂（ローリング）				
		3 か年								
			3 か年							



序 論 第2章

新たなまちづくりに向けて

- 1 まちの特性
- 2 まちを取り巻く社会・経済動向
- 3 町民の意向

第2章 新たなまちづくりに向けて

1 まちの特性

まちづくりを進めるにあたっては、まちの特性や地域資源を理解し、それを最大限に生かした、中標津町らしいまちづくりを進めることが重要です。

こうした本町の代表的な特性を整理すると以下のとおりとなります。

【特性1】都市機能が集積した道東の交流拠点

本町は、道東の空の玄関口としての役割を担う中標津空港をはじめ、大型店舗や中小の店舗が立ち並ぶ商業集積、地域の中核病院である町立中標津病院、国・道の出先機関などの都市機能が集積する、広域的な拠点性のあるまちです。

根室地域の内陸という立地条件を生かした、様々な人たちの道東の交流活動の拠点となっています。

【特性2】“自然と暮らし”が調和した住みやすいまち

本町は、基幹産業である酪農が日本有数の規模を誇るとともに、根室地域の経済活動の中心であり、武佐岳をはじめとした知床連山の山並み、広大な酪農風景、格子状防風林などの自然環境に恵まれています。

この産業・自然環境が調和し、都会にはない住みやすいまちとなっています。



【特性3】保健・医療・福祉環境の充実に取り組むまち

本町は、町立中標津病院をはじめとする医療施設や、保健センター、総合福祉センターなど町民の健康・福祉を増進する施設も整備され、保健・福祉サービスが活発に展開されています。

また、子育て支援拠点施設となる児童センターが整備され、総合的な子育て支援を展開するなど子育て環境の充実に取り組んでいます。

【特性4】文化・芸術活動、スポーツ活動が盛んなまち

本町は、総合文化会館「しるべつ」をはじめ、総合体育館「330°アリーナ」、運動公園、郷土館など各種施設が整備されています。

また、（一財）中標津町文化スポーツ振興財団や総合型地域スポーツクラブNPOなかしべつスポーツアカデミーと連携した各種文化・芸術・スポーツ活動が活発に展開されています。

【特性5】郷土愛にあふれ、協働のまちづくりが展開されるまち

本町は、「まちへの愛着」を感じている人、今後も住み続けたい人がそれぞれ約8割にのぼるなど、愛着度・定住意向が高いまちです。

また、中標津町自治基本条例に基づいた、町民との連携によるまちづくり活動が行われるなど、町民参画の協働によるまちづくりが展開されているまちです。



第2章 新たなまちづくりに向けて

2 まちを取り巻く社会・経済動向

近年の社会的な動向として、政治・経済・環境・生活など、様々な分野において大きな変化がみられており、本町においても厳しい社会経済情勢の変化を的確に捉え、新たな時代に対応したまちづくりを進めていくことが求められています。

【動向1】人口の減少・少子高齢化

我が国では、平成27（2015）年から令和12（2030）年にかけて20代30代の若い世代が約2割減少するなど生産年齢人口の減少が加速するとともに、75歳以上人口は約4割増加すると見込まれており、地域の担い手不足や活力の低下、生産・消費や税収の減少などの影響が生じています。

全国的な人口減少・少子高齢化の中、本町においても人口減少に転じており、その抑制に向けた取り組みや、人口減少・少子高齢化社会に対応した行政サービスのあり方の検討が求められています。

【動向2】地球温暖化による気候変動

温室効果ガスの排出増加が要因とされる地球温暖化は、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題として、国際的枠組みで対策が講じられています。平成27（2015）年11月には、国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わりパリ協定が結ばれ、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みが定められました。

我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル^{※2}、脱炭素社会の実現を目指すとされており、温室効果ガスの削減に向けた、廃棄物の減量、適正処理を通じた循環型社会の構築、及び再生可能エネルギーの利活用などの推進が求められています。

【動向3】インフラ・家屋等の老朽化・遊休化

令和12年（2030年）には多くのインフラが築50年超になるなど社会インフラの老朽化・遊休化が進み、維持管理に莫大なコストがかかると見込まれます。

人口増加を前提としてきた制度や運用は、人口減少下では、そのまま適用しても所期の効果を発揮できない可能性が高く、高度経済成長期に整備したインフラ・公共施設は、まもなく更新時期を迎えますが、対象人口が減少する中で、何を残し、何を活かすのか、サービス供給体制も含めた最適化を図る必要があります。

※2 2050年カーボンニュートラル

2050年までに二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを目指す考え方。

【動向4】超スマート社会（Society5.0）※³への移行

サイバー空間※⁴の積極的な利活用を中心とした取り組みを通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす社会が実現することにより、低コスト・高付加価値のサービス提供が可能となり、国民生活の利便性や生活の質（QOL）が向上すると見込まれています。

この取り組みの進展により、国の産業構造・雇用構造に大きな影響を与えることが想定されており、一人ひとりが超スマート社会で活動するためのスキルの向上が必要となっています。

【動向5】協働による助け合い、支え合いの広がり

人口減少・少子高齢化の急速な進行は、全国的に、厳しい財政状況や消費市場の規模縮小による経済活動の停滞、深刻な人手不足、公共交通ネットワークの縮小といった、様々な課題を生み出しています。この課題の多様化・複雑化に対し、行政だけでは対応が難しくなってくるのが予想されます。

こうした中で、地域コミュニティや多様な住民活動が広がり、地域を支える担い手となって、助け合い、支え合い、課題解決していく社会が求められています。

【動向6】感染症拡大による地方への関心の高まり

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は、令和元年末に中国の武漢で初めて報告され、人類を脅かす感染症のパンデミック（世界的大流行）により、世界経済や国内の経済は停滞し、その影響は平成20（2008）年に世界規模の金融危機が発生したリーマン・ショックを凌駕するほどとなっています。

そうした中、感染症を契機として広まったテレワーク※⁵やリモートワーク※⁶は、地方での居住や滞在への関心を高めており、この機会を地方への人・仕事の流れへとつなげていくよう、地域の特色を生かした魅力づくりや情報発信の取り組みが求められています。

※3 超スマート社会（Society5.0）

必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供することにより、様々な社会課題解決と経済成長を両立する社会。

※4 サイバー空間

インターネットにより、多様なサービスのサプライチェーンやコミュニティなどが形成される、新たな社会領域のこと。

※5 テレワーク

teleworkと表記され、tele（離れた所）とwork（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。所属する会社のオフィスから離れたところで働くこと。

※6 リモートワーク

remoteworkと表記され、remote（遠隔・遠い）、work（働く）の二つの言葉を組み合わせた造語。社内のコミュニケーションをオンライン上で円滑に行うための情報通信技術（ICT）が活用される。

第2章 新たなまちづくりに向けて

3 町民の意向

(1) まちづくり町民アンケート・中高生アンケート結果

第7期中標津町総合計画の策定のため、本町のまちづくりや施策、行政運営等に対する町民の評価や意向を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

町民及び中学生・高校生を対象に実施した結果は以下のとおりでした。

配布数および回収結果	
①一般町民	
配布数	2,500 票
回収数	660 票
回収率	26.4%
②中学生・高校生	
配布数	453 票
回収数	306 票
回収率	67.55%

①一般町民アンケート調査

◆調査地域：中標津町全域

◆調査対象：令和元年6月25日時点で、中標津町に居住する20歳以上の住民2,500名を住民基本台帳より無作為抽出

◆調査方法：郵送による配布・回収

◆調査時期：令和元年6月25日～7月31日

②中学生・高校生アンケート調査

◆調査地域：中標津町全域

◆調査対象：平成31年4月1日時点で、中標津町の中学校と高等学校に通学する、中学3年生と高校3年生を対象

◆調査方法：教員による配布・回収

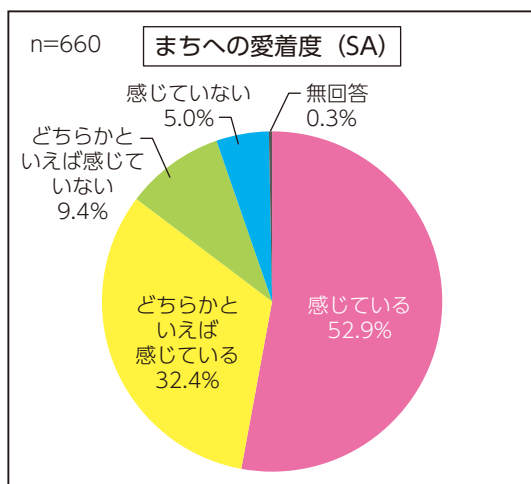
◆調査時期：令和元年7月17日～8月23日

①まちへの愛着度

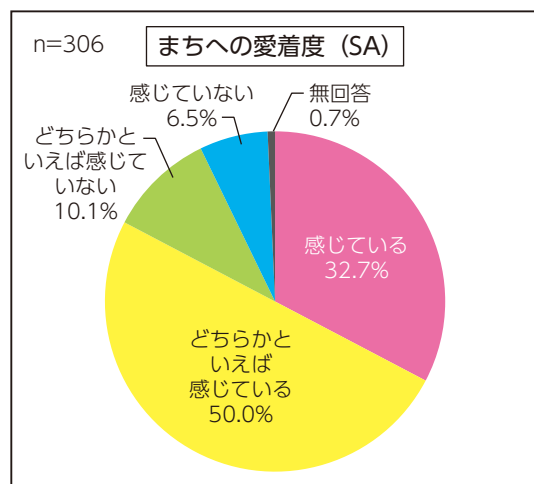
愛着を「感じている」と「どちらかといえば感じている」を合わせた“愛着を感じている”は、「一般町民」が85.3%、「中学生・高校生」が82.7%となっています。

一方、「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」を合わせた“愛着を感じていない”は、「一般町民」が14.4%、「中学生・高校生」が16.6%となっています。

〔一般町民〕



〔中学生・高校生〕

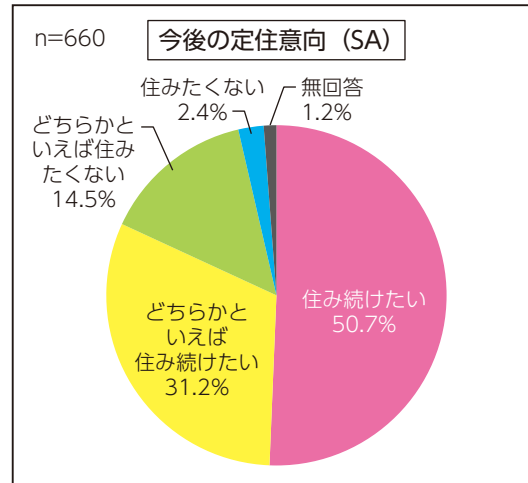


②今後の定住意向

「一般町民」の今後も「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」を合わせた“住み続けたい”は81.9%となっています。

一方、「どちらかといえば住みたくない」と「住みたくない」を合わせた“住みたくない”は16.9%となっています。

〔一般町民〕

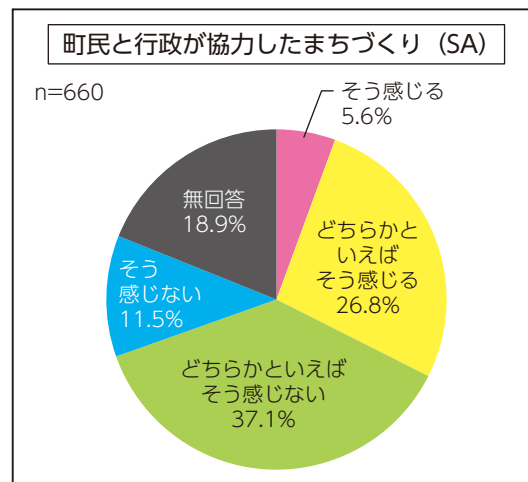


③町民と行政の協力

町民と行政が協力してまちづくりが進められているかについて、「一般町民」の「そう感じる」と「どちらかといえばそう感じる」を合わせた“そう感じる”は32.4%となっており、3割程度となっています。

一方、「どちらかといえばそう感じない」と「そう感じない」を合わせた“そう感じない”は48.6%と半数近い結果となっています。

〔一般町民〕

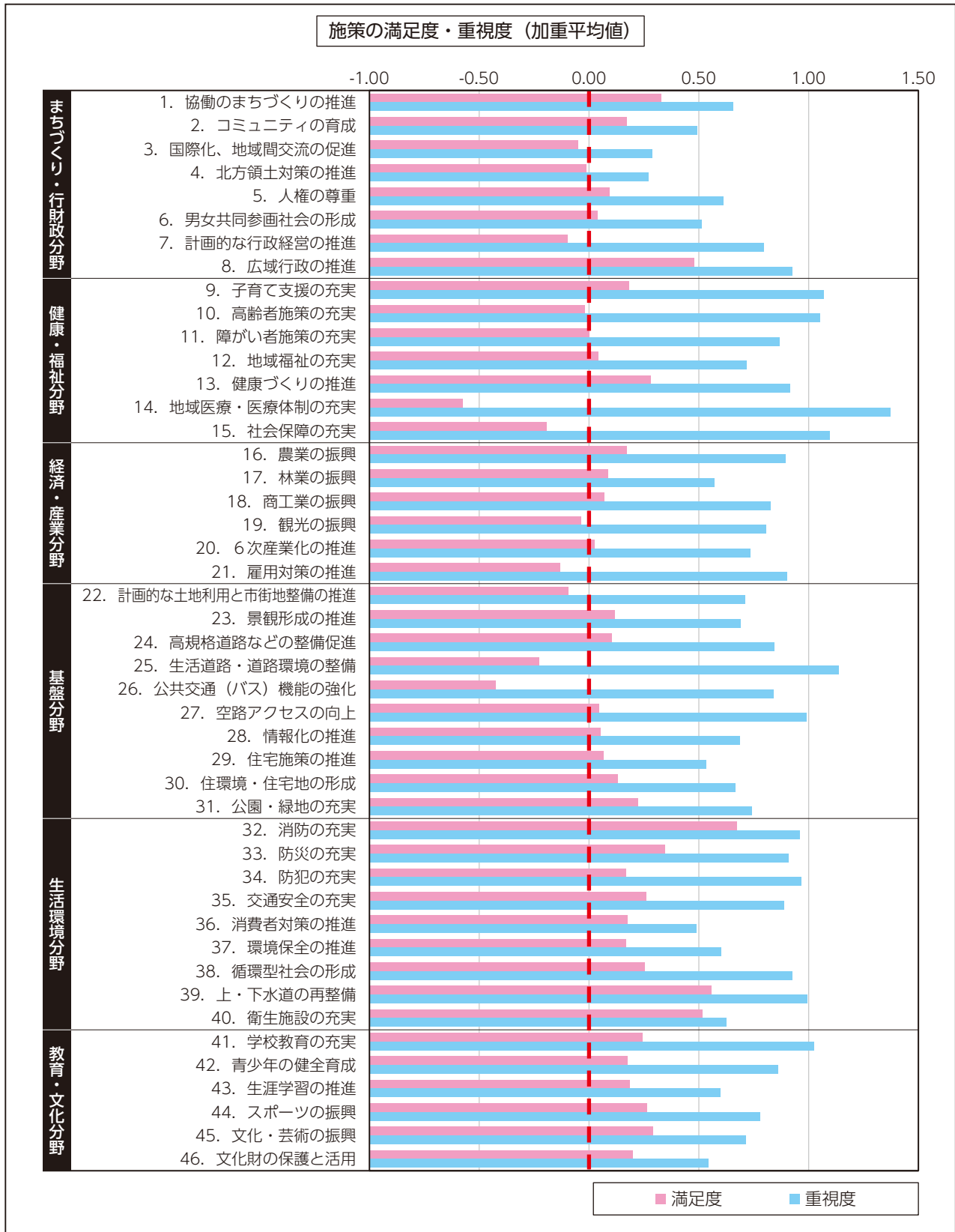


第2章 新たなまちづくりに向けて

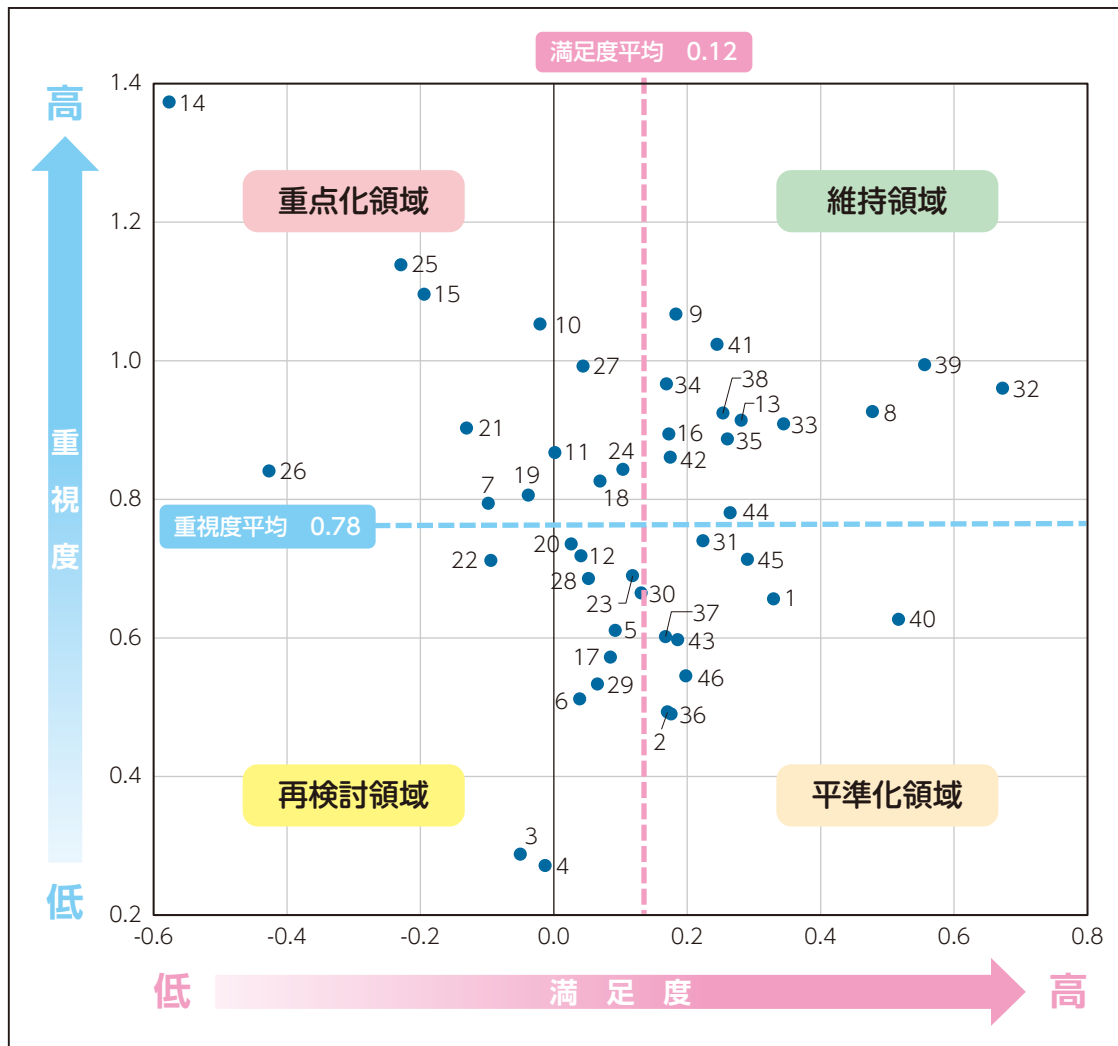
④施策の満足度と重視度

本町が実施してきた第6期中標津町総合発展計画（2011年度～2020年度）における各分野にわたる様々な施策について、その満足度と今後の重視度は以下のとおりです。

（※各施策の満足度、重視度について加重平均値を算出し、グラフで示すと以下のとおりです。）



〔マトリックスグラフ※7〕



上記4つの領域ごとに、施策の今後の取り組みは異なります。一般に、領域ごとに必要と考えられる対応は、以下のとおりです。

維持領域	重視度も満足度も高い領域であり、ここに含まれる施策は、現在の水準を維持すればよい施策と考えることができます。
平準化領域	満足度は高いが重視度は低い領域であり、その施策の水準について改めて検討を行う必要がある項目であると考えられます。
重点化領域	満足度が低く、重視度が高い領域であり、ここに含まれる施策は、住民は中標津町のまちづくりにとって重要だと思っているが、満足していない傾向にあり、今後積極的に対応すべき項目であると考えられます。
再検討領域	重視度も満足度も低い領域であり、その施策のあり方を含めて、改めて検討することが必要であると考えられる項目です。

※本調査における「施策」とは調査項目の1項目を示しています（全46項目）。

※7 マトリックスグラフ

データを縦横の2軸で表した表組みをグラフ化したもの。

第2章 新たなまちづくりに向けて

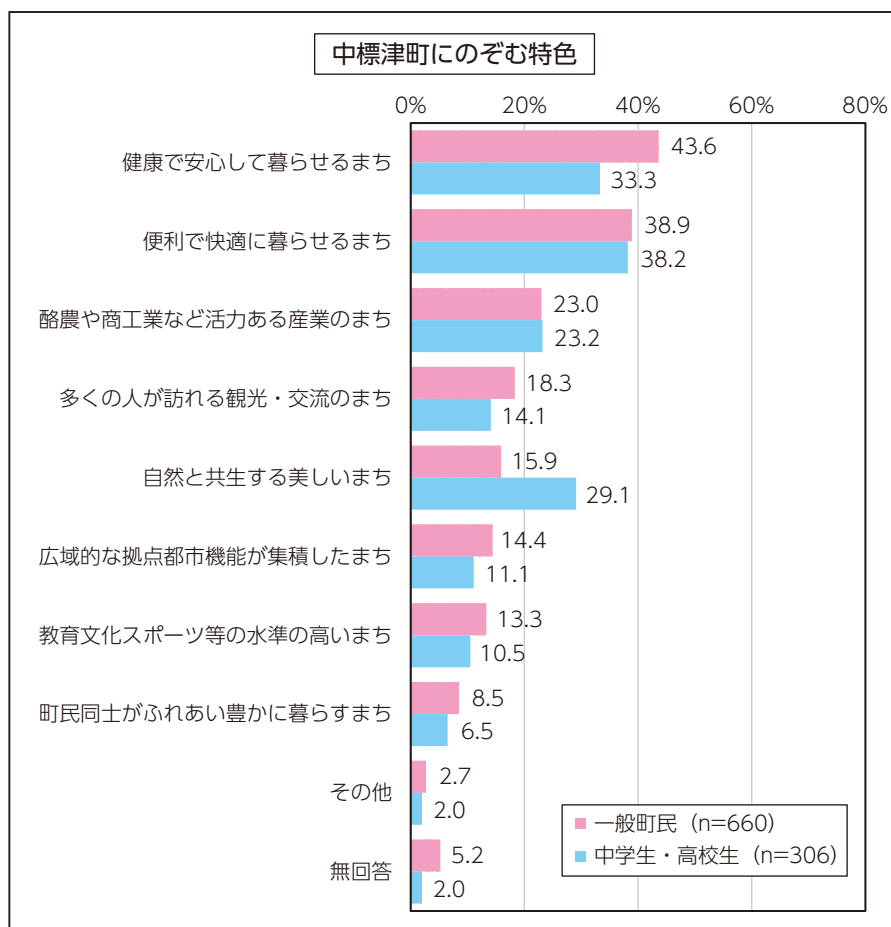
⑤町にのぞむ特色

本町をどのような特色のあるまちにすべきかについて、「一般町民」では、「健康で安心して暮らせるまち」への回答割合が最も高くなっていますが、「中学生・高校生」では、「便利で快適に暮らせるまち」への回答割合が最も高くなっています。

また、「中学生・高校生」では「自然と共生する美しいまち」への回答割合は、「一般町民」に比べ高い回答割合となっており、「美しい自然」への志向が高い結果となっています。

そして、「一般町民」と「中学生・高校生」とともに、「健康で安心して暮らせるまち」及び「便利で快適に暮らせるまち」への志向が高い結果となっています。

〔一般町民と中高生の比較グラフ〕



(2) まちづくり町民会議による議論

第7期中標津町総合計画の策定にあたっては、町民の意見を幅広く計画に反映させるため、町民が集い想いを語り合う意見・提言の場として「中標津町まちづくり町民会議」を設置し、町内主要団体からの推薦委員と、公募委員によって町の将来に向けた話し合いが行われました。

そして、まちづくり町民アンケート・中高生アンケートの結果や、第6期中標津町総合発展計画の検証結果を踏まえ、これからのまちづくりにおける重要なキーワードを、中標津町まちづくり町民会議として、以下の3つに絞りました。

重要キーワード1

空とみどり

道東の空の玄関口である中標津空港は、本町の拠点性を高める大きな財産であり、また、豊かな自然環境と美しい農村景観は、後世に引き継いでいくべき重要な要素であること。

重要キーワード2

つながる

町に住む人同士が支え合い助け合う、人の温かさ。町を訪れる人や町と関わる人による賑わいの創出。あらゆる仕事に関わり合うことにより生まれる新たな価値の創造。本町の垣根を超えた幅広い連携。あらゆるものがつながり、連携・協力することが、様々な課題への対応や本町の活性化につながる。

重要キーワード3

住みたいまち、住み続けたいまち

住む人がずっと住んでいたい、また、多くの人が住んでみたいまち。それが本町の目指す姿であり、町民が求める安全で安心な暮らし、活気と賑やかさなどの、最も重要で根幹的な要素であること。



基本構想 第1章

基本理念と将来像

- 1 まちづくりの基本理念
- 2 まちの将来像
- 3 将来指標
- 4 土地利用の基本方針

第1章 基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本理念を以下のとおりに定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

基本理念 1

住む人が「つながる」まち

本町に住み、活動するすべての人が、いきいきと生活できるよう、あらゆる主体が協力し、互いにつながり支え合う、対話による協働のまちづくりを進めます。

基本理念 2

そとの人と「つながる」まち

道東の空の玄関口である中標津空港の優位性や、恵まれた雄大な自然を擁しつつ利便性の高い特性を生かし、あらゆる人が町に関わり、訪れ、交流することで賑わうまちづくりを進めます。

基本理念 3

しごとが「つながる」まち

本町の活力向上のために、町内外の事業者・企業・団体同士が、異なる業種同士も含めて関わりあい、町の活性化や新たな価値の創造につながるまちづくりを進めます。

基本理念 4

まわりの自治体と「つながる」まち

あらゆる主体が近隣自治体との交流や連携を進め、人口減少・少子高齢化社会に顕在する様々な課題への対応や、広域的に地域活性化を目指すまちづくりを進めます。

2 まちの将来像

4つの基本理念に基づき、「つながる」を第7期中標津町総合計画の最重要テーマとして、まちの将来像を以下のとおり定めます。

【将来像】

空とみどりが人をつないでいくまち 中標津
～住みたいまち 住み続けたいまち～

道東の空の玄関口である中標津空港を有する広域的な拠点性をはじめ、酪農を中心とした第1次産業、豊かな自然環境、これらを活かしながら「町民」「団体」「企業」「行政」がつながることにより、町の活気や支え合い、新たな価値の創造などにつなげ「住みたいまち、住み続けたいまち」に向かっていくことを目指します。

住む人が「つながる」まち

そとの人と「つながる」まち

つながる

しごとが「つながる」まち

まわりの自治体と「つながる」まち

住みたいまち 住み続けたいまち

第1章 基本理念と将来像

3 将来指標

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進む中、本町が活力を維持していくためには人口の維持が必要です。第7期中標津町総合計画では、転出者の抑制と、転入者・出生者数の増加を目指し、計画期間の最終年度となる令和12年度(2030年度)において、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研)の推計値を上回る人口を目指します。

令和12年度(2030年度)の目標値

【将来人口】

総人口

22,000人

【年齢3区分別の人口】

年少人口(14歳以下)

2,500人(11.4%)

生産年齢人口(15歳～64歳)

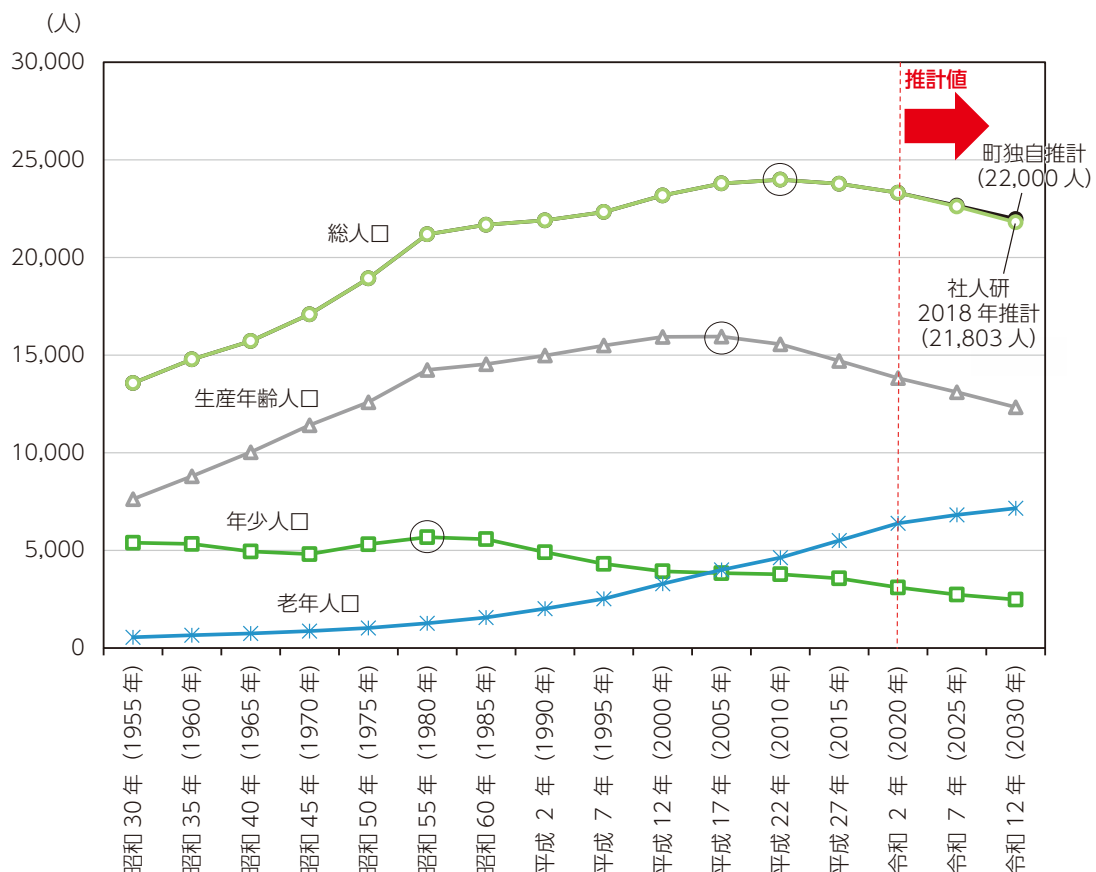
12,400人(56.3%)

老年人口(65歳以上)

7,100人(32.3%)

(参考) 国立社会保障・人口問題研究所による2018年推計値

令和12年度中標津町総人口 21,803人



4 土地利用の基本方針

土地は、限られた資源であるとともに、町民生活や産業経済活動などのあらゆる活動の共通の基盤となるものであり、その利用のあり方は、まちの活性化や町民生活の向上と深い関わりを持ちます。本町の計画的な土地利用を推進するため、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画などの土地利用関連計画との整合を図り、4つのゾーンを設定し、その基本的な整備方針を以下のとおり定めます。

(1) 市街地ゾーン

町の市街地については、コンパクトな市街地の形成を基本に、景観に配慮した生活環境・基盤整備などを進め、快適で安全・安心な居住空間としての機能の一層の強化を図るとともに、商業・工業機能の強化を進め、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

(2) 農業ゾーン

町全域に広がる農用地については、優良農地の保全及び有効利用を進め、本町の基幹産業を支える生産性の高い農用地として持続的な活用を図ります。

また、自然環境と共生する快適でゆとりある住環境の創出に向け、農村環境の整備を図ります。

(3) 森林ゾーン

森林については、将来にわたって適正に管理され、水源のかん養や山地災害の防止、環境の保全などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、計画的な森林整備を促進します。

(4) 観光・交流ゾーン

中標津空港、開陽台、養老牛温泉、道立ゆめの森公園、緑ヶ丘森林公園など観光・交流の拠点となる施設の周辺地域については、自然環境との調和を基本に、観光・交流空間としての魅力の向上に努めます。

基本構想 第2章

施策の大綱

- 1 まちづくりの目標
- 2 施策の方向性

第2章 施策の大綱

1 まちづくりの目標

(1) 基本目標

まちづくりの基本理念と将来像に基づき、新たなまちづくりの基本目標（5つの分野）を次のとおり定めます。

基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり [行財政分野]

町民と行政の対話による協働を推進し、互いのつながりを強めることにより、多様化・専門性が進む課題に対応するまちづくりを進めます。

また、多くの人々の関わり・交流することを推進するとともに、行政ニーズに適切に対応できる安定した行政運営に努めます。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 協働のまちづくりの推進 | (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成 |
| (2) 国際化、地域間交流の促進 | (5) 安定した行政経営の推進 |
| (3) 北方領土対策の推進 | (6) 情報化の推進 |

基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり [健康・福祉・子育て分野]

誰もが地域に参加し、互いに支え合い、助け合うことを推進し、全ての町民が地域で安心して生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・地域医療体制の整ったまちづくりを進めます。

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 子育て支援の充実 | (5) 健康づくりの推進 |
| (2) 高齢者福祉の充実 | (6) 地域医療の充実 |
| (3) 障がい者福祉の充実 | (7) 社会保障の充実 |
| (4) 地域福祉の充実 | |

基本目標3 産業の力みなぎるまちづくり [経済・産業分野]

基幹産業である農業の生産基盤の維持・強化と、森林資源の保全・活用、酪農景観を守り活かす取り組みを推進します。

また、6次産業化^{※8}の推進や、商工業の維持拡大と企業誘致、広域観光施策を展開するとともに、雇用の場の確保や働き手不足の解消に取り組み、産業の活性化を図ります。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 農業の振興 | (4) 観光の振興 |
| (2) 林業の振興 | (5) 6次産業化の推進 |
| (3) 商工業の振興 | (6) 雇用対策の推進 |

※8 6次産業化

農林業者（1次産業）が、農産物などの生産物の価値を上げるため、農畜産物・林産物の生産だけでなく、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）にも取り組み、それによって1次産業を活性化させること。

基本目標4 住みやすいまちづくり〔都市基盤・生活環境分野〕

住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちを目指すとともに、豊かな自然や景観を守り、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 計画的な土地利用の推進 | (6) 安全な生活環境の確保 |
| (2) 景観形成の推進 | (7) 環境保全の推進 |
| (3) 道路・交通網の充実 | (8) 衛生環境の充実 |
| (4) 住環境の充実 | (9) 上・下水道の充実 |
| (5) 消防・防災・減災の充実 | |

基本目標5 郷土愛あふれるまちづくり〔教育・文化分野〕

誰もが郷土に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、地域とのつながりを深めた学校教育の充実や、スポーツ・文化芸術活動の普及・交流、文化財の保存・活用を図ります。

- | | |
|-------------|-------------|
| (1) 学校教育の充実 | (3) スポーツの振興 |
| (2) 生涯学習の推進 | (4) 地域文化の振興 |

(2) 横断的な目標「つながる」

基本目標の各分野すべてに共通して取り組むべき目標として、横断的な目標（4目標）を設定します。横断的な目標は、まちづくりの4つの基本理念を具体的な目標として体系づけたものです。

横断的目標1 町民・団体・企業・行政の協働

町民・団体・企業・行政など、あらゆる主体が対話・連携し、互いに補い合う協働のまちづくりを進めます。

横断的目標2 関係人口・交流人口の拡大

より多くの人が集まり、関わり、交流する賑わいのあるまちづくりを進めます。

横断的目標3 横断的連携の強化

あらゆる主体や行政組織がそれぞれの分野・固定概念に縛られず、垣根を超えた効果的・効率的な連携により町の活性化につながるまちづくりを進めます。

横断的目標4 広域連携の強化

本町の枠を超えて、近隣自治体の各主体や行政組織とのあらゆる広域連携を強化し、広域的な活性化や、町単独では対応できない課題へ対応するまちづくりを進めます。

第2章 施策の大綱

【施策体系図】

空とみどりが人をつないでいく
～ 住みたいまち 住み続け

基本目標 1
つながりが
未来を築くまちづくり

- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) 国際化、地域間交流の促進
- (3) 北方領土対策の推進
- (4) 人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- (5) 安定した行政経営の推進
- (6) 情報化の推進

基本目標 2
安心と生きがいを
感じるまちづくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の充実
- (3) 障がい者福祉の充実
- (4) 地域福祉の充実
- (5) 健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実
- (7) 社会保障の充実

基本目標 3
産業の力みなぎる
まちづくり

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 6次産業化の推進
- (6) 雇用対策の推進

つながる

横断的目標 1 町民・団体・企業・行政の協働

横断的目標 2 関係人口・交流人口の拡大

横断的目標 3 横断的連携の強化

横断的目標 4 広域連携の強化

まち 中標津

たいまち ～

基本目標 4

住みやすい
まちづくり

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 景観形成の推進
- (3) 道路・交通網の充実
- (4) 住環境の充実
- (5) 消防・防災・減災の充実
- (6) 安全な生活環境の確保
- (7) 環境保全の推進
- (8) 衛生環境の充実
- (9) 上・下水道の充実

基本目標 5

郷土愛あふれる
まちづくり

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の推進
- (3) スポーツの振興
- (4) 地域文化の振興

まちの将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津」住みたいまち 住み続けたいまち」に向かって、5つの基本目標とそれに紐づく32の施策項目に取り組んでいくとともに、その全てに共通する目標として、4つの横断的な目標「つながる」を設定。

第7期中標津町総合計画は、この2つの軸の目標を掛け合わせることで、まちづくりを推進していきます。

第2章 施策の大綱

2 施策の方向性

基本目標1 つながりが未来を築くまちづくり

町民と行政の対話による協働を推進し、互いのつながりを強めることにより、多様化・専門性が進む課題に対応するまちづくりを進めます。

また、多くの人々の関わり・交流することを推進するとともに、行政ニーズに適切に対応できる安定した行政運営に努めます。【再掲】

(1) 協働のまちづくりの推進

町民主体の自治を実現するため、中標津町自治基本条例を推進するとともに、町民や団体・企業と行政が互いに支えあう対話による協働のまちづくりを推進します。

併せて、町民主体のまちづくり活動を支援するとともに、町内外の人や団体・企業、自治体間の連携による体制づくりを進めます。

また、町民側の視点に立ったわかりやすい情報発信や情報を受け取る側の意識の醸成による情報共有を推進するとともに、地域の総意を代表する町内会の加入促進を図るなど、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの活性化を図ります。

(2) 国際化、地域間交流の促進

多文化共生^{※9}社会の実現に向けた交流活動等により、地域理解や国際理解を深める活動を推進します。

また、友好都市やふるさと会との交流を深めるとともに、多様な分野での相互交流や民間の地域間交流を促進し、地域と「つながる」関係人口^{※10}や交流人口の創出に努めます。

(3) 北方領土対策の推進

北方領土問題の啓発と意識の喚起に努めるとともに、北方四島との交流事業等を実施し、国や道、関係団体との連携を図りながら、早期返還に向けた取り組みを推進します。

※9 多文化共生

国籍や民族の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

※10 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

（４）人権の尊重と男女共同参画社会の形成

社会において誰もが幸福な生活を営むための人権について、その侵害を未然に防ぐため、関係機関や民間団体と連携した人権啓発活動を推進します。

また、男女共同参画の推進に向けた啓発活動や情報提供、女性の社会参加の促進に向けた仕組みづくり、体制づくりや啓発活動に取り組みます。

（５）安定した行政経営の推進

行政サービスの質の維持・向上のため、デジタル技術の活用などによる行政事務の効率化を図るとともに、町税等の未納額の圧縮や、自主財源の確保を図り、行財政改革の推進による行政経営の最適化に努めます。

また、多様化する行政ニーズに対応するための横断的な連携を図るとともに、人口減少に対応した広域連携の体制強化を目指します。

（６）情報化の推進

情報技術の発展に対応した情報システム基盤の充実に努めるとともに、デジタル技術等の導入と活用、行政手続きのオンライン化、情報セキュリティの強化など、スマート自治体^{※11}の実現に向けた取り組みを推進します。

また、町民の情報格差等の解消に努めるとともに、超スマート社会（Society5.0）や DX（デジタルトランスフォーメーション）^{※12}に本町全体が対応するよう、情報化社会に向けた環境づくりを進めます。



※ 11 スマート自治体

AIやRPAツールなどを活用することで、事務処理を自動化したり、標準化された共通基盤を用いて効率的にサービスを提供する次世代の自治体。

※ 12 DX（デジタルトランスフォーメーション）

Dijital Transformaiton の略。「DX」は、Trans を X と省略する英語圏の慣例。テクノロジーやデータを活用することで、ビジネスモデルや自組織の製品・サービスを変革すること。

第2章 施策の大綱

基本目標2 安心と生きがいを感じるまちづくり

誰もが地域に参加し、互いに支え合い、助け合うことを推進し、全ての町民が地域で安心して生きがいをもって暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、すべての町民が健康で安心して暮らせるよう、保健・地域医療体制の整ったまちづくりを進めます。【再掲】

(1) 子育て支援の充実

地域全体で子育て家庭を見守るネットワークづくりをはじめ、保育枠の整備や経済的な負担軽減、相談体制の充実などの子育て支援を推進するとともに、地域との連携による児童の健全育成を推進します。

また、子どもを健やかに生み育てる環境づくりに取り組み、虐待等の防止、早期発見のために本町内の子どもに関わる組織全てで構築するネットワークにより、支援体制の充実を図ります。

(2) 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく自立した生活を送るため、在宅生活を支える様々なサービスや支援の充実を図ります。また、高齢者一人ひとりが元気で活動的に生活できる「明るく活力ある高齢社会」の構築を目指します。

併せて、高齢者を含む地域社会全体で互いに支え合う地域ケア体制を構築し、地域での支え合いを、地域住民と関係団体が密接に連携することにより進め、支え合うまちづくりを推進します。

(3) 障がい者福祉の充実

住み慣れた地域、家庭で安心して自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の社会資源を最大限活用し地域全体で支えるネットワーク、相談支援体制の充実を図ります。

また、障がい者の社会参加を促進するための支援を行うとともに障がい者に対する理解を深め、障がいがある人もない人も、共に支え合いながら生きる地域社会の実現を目指します。

（４）地域福祉の充実

誰もが地域社会に参画できる環境づくりや、支え合いながら生きがいをもって暮らすことができる地域社会の形成を進めるとともに、地域福祉を推進する多様な担い手への支援を行います。

また、ボランティアに対する町民意識の高揚を図るとともに、各関係団体と連携し、担い手づくりや支え合いの地域づくりの場として拠点となる施設の利用促進を図ります。

（５）健康づくりの推進

町民の健康や食及び食生活に対する正しい知識の普及を図るとともに、関係機関や町民と連携し、健康づくりと食育、心の健康づくりの推進とその環境づくりを図ります。

また、妊産婦・乳幼児の健康保持、健康増進を支援するとともに、町民の疾病予防のため、特定健康診査等の受診率向上や予防接種率の向上、保健指導の充実と新型コロナウイルスや感染症等の対策強化を図ります。

（６）地域医療の充実

本町の人口減少や高齢化において町民が安心して生活できるよう、地域包括ケアシステム※¹³の構築を目指すとともに、根室・釧路管内の医療機関との連携を図ります。

また、町立中標津病院においては、医師をはじめとする医療従事者の確保と職員の人材育成などに努め、医療提供体制の維持・強化やサービス向上を図るとともに、救急受入体制の強化や、災害拠点病院※¹⁴としての機能強化を図ります。

併せて、病院の安定経営を目指し、患者に頼られる、寄り添う医療提供に努めます。

（７）社会保障の充実

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度及び国民年金制度の普及・啓発活動に取り組むとともに、特定健康診査及び特定保健指導により生活習慣改善や疾病の早期発見・治療を促進します。また、関係機関と連携しながら医療費の適正化に努めます。

※ 13 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する体制。

※ 14 災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院。

第2章 施策の大綱

基本目標3 産業の力みなぎるまちづくり

基幹産業である農業の生産基盤の維持・強化と、森林資源の保全・活用、酪農景観を守り活かす取り組みを推進します。

また、6次産業化の推進や、商工業の維持拡大と企業誘致、広域観光施策を展開するとともに、雇用の場の確保や働き手不足の解消に取り組み、産業の活性化を図ります。【再掲】

(1) 農業の振興

農業の生産性・収益性向上に向けて、農地や農道などの基盤・施設整備と、生産・加工・販売、地産地消などによる付加価値向上を推進します。併せて、担い手確保に向けた効果的な後継者対策を推進するとともに、スマート農業^{※15}の導入等を進め、ゆとりある農業経営の実現を目指します。

また、農地の保全と有効活用を図り、環境と調和した農業の推進のための家畜排せつ物の有効活用を含めた処理の検討を進めます。

(2) 林業の振興

林業生産体制の充実と公共施設等への地域材利用拡大により、林業・林産業の活性化を図ります。

また、J-クレジット制度^{※16}等を活用しながら計画的な造林を進め、森林の維持更新に努めるとともに、町民の森林づくりへの参加を促進し、森林保全意識を高めます。



※15 スマート農業

ロボット技術や情報通信技術 (ICT) を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

※16 J-クレジット制度

省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を、クレジットとして国が認証する制度。

（３）商工業の振興

中標津町中小企業振興基本条例^{※17}に基づく審議会などにより中小企業の活性化策を検討・実施するとともに、市街地活性化に向けた環境整備やイベント開催、各種支援の実施により、まちなかの賑わいを創出します。

また、地場製品の周知活動や販路拡大に向けて関係団体と連携して支援を行うとともに地場製品のPR活動を展開します。

（４）観光の振興

通過型観光から滞在型観光へ転換を図るため、本町の地域資源を活かした観光プログラムの創出に努めるとともに、観光客の誘致においては戦略的な情報発信とPR活動を強化し、海外も視野に入れた地域一体となった受け入れ体制の充実に努めます。

また、（一社）なかしべつ観光協会の独立運営支援や観光ガイド等の人材育成に取り組み、民間との連携による観光推進体制の確立を目指します。

併せて、本町の航空路線を活かし、根室管内のみならず、釧路・オホーツク管内を含めた広域観光を推進するとともに、観光施設等の効果的な再整備を推進します。

（５）６次産業化の推進

６次産業化の推進に向けた支援と連携推進を図るとともに、地域材のブランド化に向けた支援や利用促進に取り組みます。

また、良質な農畜産物の付加価値向上のため、畜産食品加工研修センターについては、町立中標津農業高等学校との連携など、農業・教育・観光を含めた幅広い視点での有効活用を図ります。

（６）雇用対策の推進

広域連携により通年雇用化対策・季節労働者への就労対策に取り組むとともに、雇用創造や働き手不足の解消、労働意欲の向上に向けた取り組みを行います。

また、本町の航空路線や周辺地域の産業拠点である優位性を活かした企業誘致を推進し、新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化を図ります。

※ 17 中標津町中小企業振興基本条例

中小企業に関する施策を総合的に推進し、本町経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的に、平成22年3月19日に制定した条例。

第2章 施策の大綱

基本目標4 住みやすいまちづくり

住みやすく、利便性の高いコンパクトなまちを目指すとともに、豊かな自然や景観を守り、誰もが住みたいと思えるまちづくりを進めます。

また、自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。【再掲】

(1) 計画的な土地利用の推進

持続可能なコンパクトなまちづくりを一層進めるため、地域それぞれの特性が活かされた、柔軟で合理的な市街地の土地利用を推進します。また、土地の利便性を高め有効活用を推進します。

(2) 景観形成の推進

まちに誇りと愛着を持ち、歴史・文化・産業との融和を図りながら、町民、団体、企業、行政による協働の景観まちづくりを推進し、本町の風土に調和した良好な景観形成を推進します。

(3) 道路・交通網の充実

高規格道路の早期整備を促進するとともに、町道などの計画的な整備と維持管理を図り、道路周辺環境整備を含めた、安全な道路環境の維持管理に努めます。

地域交通については少子高齢化社会を見据えたあり方について、効率的・効果的な運行体制の推進を検討します。

航空ネットワークは、北海道をはじめ関係する市町と連携を取りながら積極的なPR活動などにより中標津空港の利用促進を図ります。

(4) 住環境の充実

市街地内の成熟した住環境の中にも、移住・定住施策と連携しながら、ゆとりある空間を生かした良好な住宅地の形成を推進します。

また、長期に渡り安心して、快適に暮らせる住環境の実現を目指すとともに、官民連携による空き家・空き地の発生予防や利活用を推進します。

公園・緑地については、公園施設の計画的な改築・更新及び維持管理を図るとともに町民の憩いの場・交流の場として安全性や利便性の向上を図ります。

(5) 消防・防災・減災の充実

災害から町民の生命及び財産を守るため、消防体制の充実を図るとともに、災害時の実効性・情報伝達機能の強化を図ります。

また、災害に対する町民意識の高揚や自助・共助・公助の有機的な連携により、地域防災力の向上を図るとともに、大規模自然災害などから町民の生命・財産を守るため、本町の強靱化を推進します。

（６）安全な生活環境の確保

社会を明るくする運動※¹⁸の推進や、関係機関・団体と連携した防犯意識の高揚を図り、犯罪から町民を守る防犯活動を推進します。

また、交通事故防止のため、啓発活動を実施し交通安全意識の高揚を図ります。

さらに、町民の安全な消費生活のため、相談窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携により消費生活に関する正しい情報を町民へ周知し、意識の高揚を図ります。

（７）環境保全の推進

環境保全に向けた取り組みを進めるとともに、町民や事業者が地球温暖化に対する認識を深め、温室効果ガスの排出を抑制する取り組みを促進します。

併せて、本町の水質の維持・保全を図るとともに、カーボン・オフセット※¹⁹の考えに基づいた森林の再生と保全を図ります。

また、野生動植物との共存に向けた生態系の理解や生育環境の保全、野生鳥獣の適正な個体数管理に取り組みます。

（８）衛生環境の充実

廃棄物の適正処理、再利用を促進するとともに、ごみの減量化及び資源物の分別徹底によるリサイクルを推進し、循環型社会の形成に取り組みます。また、不法投棄対策については、警察や町内会等と連携した巡視パトロール等を実施し抑止力を高めます。

墓地については、墓じまいの増加を踏まえた合葬墓等の検討を行います。

（９）上・下水道の充実

信頼される水道水供給のため、安全確実な施設の維持管理と水質管理を実施するとともに、終末処理場の負担軽減や環境負荷の低減を図り、計画的かつ効率的で災害に強い施設の更新・再整備を行います。

また、料金等の納入方法や諸手続きの改善など、サービス向上を図るとともに、持続可能な事業経営に向けた健全財政の推進を図ります。

※ 18 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうとする法務省主唱の運動。

※ 19 カーボン・オフセット

排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

第2章 施策の大綱

基本目標5 郷土愛あふれるまちづくり

誰もが郷土に愛着を持ち、残りたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを進め、地域とのつながりを深めた学校教育の充実や、スポーツ・文化芸術活動の普及・交流、文化財の保存・活用を図ります。【再掲】

(1) 学校教育の充実

幼児教育体制の充実を図るとともに、町内全ての学校で小中一貫教育を核とした学校間連携の推進に努めます。

また、情報機器を活用した児童生徒が主体的に学ぶ教育や、国際化社会に対応した外国語教育、心身の健全育成を推進するとともに、地域と学校の連携による教育活動や、町の良さや特性を学び、郷土愛を深める教育を推進します。

さらに、教育環境の充実に努め、学校施設の維持・整備や、経済的負担の軽減を行うとともに、学校給食センターの適切な運営体制等を検討します。

町立中標津農業高等学校については、生徒数の安定確保を図るとともに、農業で地域とつながる特色ある学校を目指し、地域住民や地元企業等との連携により学校の魅力向上を図ります。

(2) 生涯学習の推進

生涯学習機会の提供を図るとともに、社会教育活動及び家庭教育活動の推進に向けた支援を行います。

また、生涯学習関連施設の運営充実・利用促進を図るとともに、老朽化した施設の修繕・改修を計画的に行い、郷土館については関連施設を含めた整備方針を検討します。

(3) スポーツの振興

町民のスポーツ・健康づくりの意識高揚を図るとともに、各種行事・大会・教室等の充実を図り参加促進に努めます。

また、指導者の資質・指導力の向上を図るとともに、老朽化したスポーツ施設の修繕・改修を計画的に行い、利用促進と有効活用に努めます。

さらに、スポーツ合宿や大会の誘致を支援することにより、スポーツイベントの開催等による交流・関係人口の増加を図ります。

（４）地域文化の振興

本町文化の継承や、次世代の担い手を発掘し、指導者としての育成・確保を図るとともに、文化行事の充実や、文化・芸術を鑑賞する機会などの充実に努め、文化・芸術活動の普及促進や交流・関係人口の増加を図ります。

また、文化芸術施設の運営の充実に努めるとともに、老朽化した施設の修繕・改修を計画的に行い、利用促進と有効活用に努めます。

文化財については、適切な保護・保存と活用を行うための方針を定め、関係機関と連携しながら地域振興や観光振興を見据えた文化資産を活かしたまちづくりを検討します。





空とみどりが人をつないでいくまち

中標津

～住みたいまち 住み続けたいまち～

第7期中標津町総合計画

基本構想

発行：中標津町

〒086-1197 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
TEL：0153-73-3111（代表） FAX：0153-73-5333

<http://www.nakashibetsu.jp/>

企画・編集：総務部 企画課 企画調整係